

平成 17 年度 事業 計画

I . 事業方針

平成 14 年 7 月の「知的財産立国」宣言及び知的財産基本法の制定を受けて、平成 15 年度以降、政府において、その具体的な施策作りが行われました。そして、その中で、特許審査の迅速化に向けた施策の一つとして、先行技術調査の外部発注の活用が改めて取り上げられました。

そして、平成 16 年春の第 159 回通常国会において、「特許審査迅速化法」が成立し、その中で、アウトソーシングの受け手である調査業務実施機関について、その指定制度を登録制度に変更し、かつ公益法人であることを登録要件とはしない、等の「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」の改正がなされ、平成 16 年 10 月 1 日に施行されました。

その結果、当財団は、平成 16 年 10 月以降、登録調査機関として、これまでの事業を継続して行うこととなりました。

こうした背景の中で、平成 17 年度、当財団は、平成 15 年 3 月に定めた経営理念、「公正を重んじる精神」、「迅速的確なる業務遂行」、「自ら進歩し変革する意思」、「知的財産立国への貢献」の下、引き続き公益法人として、円滑に事業を推進するとともに、いよいよ現実化する競争的環境下においても十分な存在価値を發揮できるようにしていくことが肝要であります。

当財団は、前述のような事態の変化の方向を予想して、平成 15 年度、16 年度と、「業務の効率化」、「財務の健全性の増進」、「目標の達成」、「人材の育成」の 4 つを経営目標として掲げ、役職員一丸となって努力してまいりました。そして、その結果、財団の基礎は、ある程度固まってまいりました。

また、特許審査促進の緊要度が高まるなか、平成 16 年 8 月末をもって、集積回

【財団法人工業所有権協力センター】

路配置利用権登録事業を終了し、特許権等に関する事業に特化、集中して、その事業の遂行に遺憾なきを期することとしました。

以上のような状況を踏まえ、平成 17 年度は、過去 2 年度にわたり継続してきたこれら 4 つの経営目標を、実質的には継続しつつも、更に 1 段階高めた次の 4 つの目標を経営目標として掲げ、事業を遂行することといたします。

- ・業務効率化のステップアップ
- ・財務基盤の確立
- ・組織・人事制度の改革
- ・適性と能力の発揮

Ⅱ．事業概要

1. 「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づく調査事業を行います。以下の数値は、当該年度における特許庁への納品計画件数を記載していません。

- (1) 特許出願等に係わる先行技術調査を、約 18.2 万件（約 17.8 万件：平成 16 年度、以下同様）について、行います。うち、約 14.4 万件（約 13.2 万件）は、検索結果を審査官に対面して報告する対話型検索報告を実施します。
- (2) 全特許出願を対象とする国際特許分類（IPC）・F タームの一元付与を、約 40.0 万件（約 44.0 万件）について、行います。また、出願公開前の新実用新案登録出願案件を対象とする検索用のターム（F ターム等）付与を、約 1.1 万件（約 1.1 万件）について、行います。
- (3) 公開前特許出願中の DNA 配列コード作成対象とすべき案件の特定及びその案件についての DNA 配列コードデータの編集及び加工を、約 6 千件（約 6 千件）について、行います。

【財団法人工業所有権協力センター】

2．工業所有権情報の分類及び分類付与に関する技術の調査、研究及び開発に関する事業を行います。

(1) 審査資料となるべき特許公報の検索用Fタームに関して、そのリストの研究開発を、12テーマ(9テーマ)について、またFターム解説の作成を、34テーマ(25テーマ)について、行います。

(2) 一元付与の際に用いられている自動大分けシステムについて、中分けレベル(IPCのサブグループレベル)での精度向上を目指した研究を、引き続き、行います。

3．工業所有権情報の分類及び分類付与に関する技術の調査、研究及び開発に関する援助事業を行います。

(1) 開発されたFタームの特許公報への再付与を、約23.0万件(約25.1万件)について、行います。

(2) 公開技報へのIPC付与を、約8千件(約9千件)について、行います。

【財団法人工業所有権協力センター】

．重点的取組事項

1．業務効率化のステップアップ

- (1) 平成 15 年度に策定し、平成 17 年度を最終年度としている業務効率化中期計画を達成するため、広範な効率化のための対策を推進します。
- (2) 特に、調査業務関連システムについて、オールインワンシステムの円滑な導入と、それへの知的作業支援機能の強化を図るとともに、分類付与オンライン化のための開発を推進します。
- (3) また、事務部門においては、統一した経営意志により効率的な財団運営ができるよう、経営統合管理システム(E R P)の導入に向けた準備を進めます。

2．財務基盤の確立

- (1) 平成 15 年度に策定し、平成 17 年度を最終年度としている財務健全性増進中期計画を達成するため、対策を推進します。
- (2) また、平成 18 年度以降に向け、さらに適正かつ強固な財務基盤の確立を目指して、次期財務中期計画を策定します。

3．組織・人事制度の改革

- (1) 調査業務センターの組織について、より一層の円滑な業務遂行に資する体制を構築すべく、企画機能及び管理運営機能を強化するとともに、事務体制の強化等を行います。
- (2) 人事考課について、事務部門管理職に平成 16 年 10 月より本格実施した目標管理制度を、部門長等、他の職種にも拡大していきます。
- (3) 事務部門について、活力の生まれる組織及び人事制度にすべく、現在の職階のフラット化を行います。

4．能力と適性の発揮

- (1) 主席部員の業務量の設定について、主席部員各人にとっては、自分に合った業務量を選択でき、また、財団にとっては、安定的な業務目標の達成に資する、目標業務量選択制を試行的に導入します。
- (2) 事務部門の職員について、各部署で、それぞれ責任と権限を持って業務を遂行できるよう、ポストに応じた事務処理能力または管理能力の養成に力を入れた人材育成を推進します。

5．その他

(1) 主席部員の確保

平成 17 年度の事業を実施するため必要な主席部員は約 1300 名であり、これを確保するため、欠員補充を含め、平成 17 年 3 月までに 92 名の主席部員を新規採用しましたが、6 月までに、更に所要の追加採用を行います。

(2) 借室対策

借室経費の節減及び業務の効率化を目的として、平成 16 年度より、霞が関ビル借室の解消、虎の門三井ビルへのシフトを進めてきましたが、平成 17 年 5 月のオールインワンシステムへの移行のタイミングで、そのシフトを完了します。

【財団法人工業所有権協力センター】